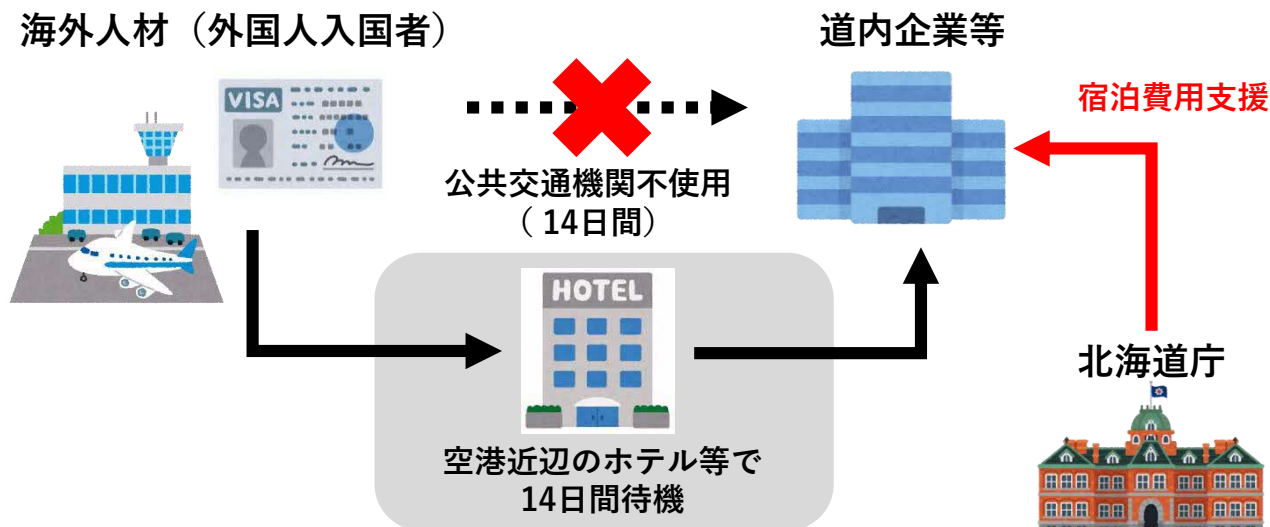


北海道海外人材待機費用緊急補助金

道では、道内企業が、海外から外国人技能実習生等を受け入れる際、国による新型コロナウイルス感染症に関する水際対策（14日間の公共交通機関不使用）に対応するための宿泊費用を緊急的に支援します。



補助対象者

道内企業等

道内に所在する事業所において、海外人材（R2.7.29以降入国した右記の就労可能な在留資格を持つ外国人）を雇用する法人又は個人

【対象在留資格】

- ①技能実習
- ②特定技能
- ③経営・管理、医療、研究、技術・人文知識・国際業務、介護、技能、特定活動（インターンシップ、EPA等）の内、「特定技能14業種」で就労するもの

※詳細は道HPに掲載の支給要綱をご覧ください

補助対象経費・補助率・補助額

水際対策対応のために道内企業等が負担した宿泊費（実費）
（※R2.7.29以降に入国分～R3.3.19までに申請した分）

10/10
以内

1人1万円／泊（上限）
×15泊（上限）

申請に必要な書類等

- (1) 在留資格及び入国日を証する書類
- (2) 道内に所在する事業所で雇用した海外人材であることを証する書類
- (3) 補助対象経費の領収書（利用者、利用日、1人1日あたり要した費用がわかるもの）
- (4) 振込先口座の通帳の写し

■今後のスケジュール（予定）

- 10月中 受付事務委託契約準備
11月中 受付開始

【お問い合わせ先】

北海道 経済部 産業人材課 011-251-3896

※詳細は道HPに随時掲載しますので、ご覧ください。



北海道海外人材待機費用緊急補助金 北海道海外人材
北海道庁 産業人材課 011-251-3896